

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年10月8日

愛川町監査委員 馬場 正行

愛川町監査委員 山中 正樹

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和2年10月7日

3 監査対象課等

環境経済部商工観光課、愛甲商工会

民生部高齢介護課、公益社団法人愛川町シルバー人材センター

4 監査の範囲等

(1) 環境経済部商工観光課における平成30年度から令和2年度の愛甲商工会活動事業等補助金に係る財務等に関する事務の執行状況並びに愛甲商工会における、平成30年度から令和2年度の愛甲商工会活動事業等補助金に係る財務等に関する事務の執行について抽出により監査を実施した。

(2) 民生部高齢介護課における平成30年度から令和2年度の公益社団法人愛川町シルバー人材センター運営費補助金に係る財務等に関する事務の執行状況並びに公益社団法人愛川町シルバー人材センターにおける、平成30年度から令和2年度の公益社団法人愛川町シルバー人材センター運営費補助金に係る財務等に関する事務の執行について抽出により監査を実施した。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年愛川町監査委員告示第1号）及び令和2年度監査年間計画等による

6 監査の結果

(1) 環境経済部商工観光課、愛甲商工会

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

(2) 民生部高齢介護課、公益社団法人愛川町シルバー人材センター

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

7 意見

(1) 環境経済部商工観光課

愛甲商工会に対する8つの補助金については、包括的な交付要綱を定めているが、それぞれの補助金の交付に必要な事項についての定めが整備されていない、あるいは整備されているものの、その内容が不十分であるため、補

助の目的や対象経費が明確になっていない状況で補助金が交付されている。公益上の必要性や支出の根拠を明確にし、客観性を担保するよう努められたい。

また、商工業事業者は新しい生活様式への対応等様々な変化が求められており、愛甲商工会においてもその取組みを支援するため、新たな事業展開が必要であると認識している。その一方で、現在補助を交付している事業の中には所期の目的を達成しているものもあると考えられることから、補助交付事業の在り方について、愛甲商工会と交流を密にし、再度検討を願う。

(2) 愛甲商工会

新年度の4月から始まる会計年度の予算及び事業計画の議決は、事業開始前に行うことが必要であるが、愛甲商工会においては例年5月下旬に開催している通常総代会の中で議決しており、今までもこの開催時期について検討を促してきた。

この件について現状を伺ったところ、今年度コロナ禍の対応として定期総代会を書面決議で行ったとのことであった。このことを踏まえ、新年度予算と事業計画の議決については、会計年度開始前の書面決議や理事会の議決事項とするなど、現状に見合った定款や規程の見直しを行い、改善が図られるよう引き続き検討を願う。

(3) 民生部高齢介護課

公益社団法人愛川町シルバー人材センター運営事業補助金の交付要綱については、対象経費が明確性を欠き、また補助率等が定められていない。補助金の交付要綱は、その補助対象団体が果たす活動の公益上の必要性のほか、補助対象とする経費や補助率を明確にすると、交付申請から実績報告までの審査の合理化が図られ、また、その使途の透明性確保にもつながるものと考えられることから、現在の補助金交付要綱の内容を十分精査し、見直すなど、必要な手続きを検討願う。

(4) 公益社団法人愛川町シルバー人材センター

今年度より定款を改正し、新たに常務理事をおくこととし、人選にあたっては、その経歴や資質などを厳選したことから、センターでは今後の雇用機会創出に期待を寄せているとのことである。

多くのシルバー人材センター会員の雇用先や、多様な働き方が可能となる雇用機会の創出とともに、高齢となっても働くことの喜びを感じることができ、雇用環境の更なる整備に努められたい。